

議 案 第 26 号

摂津市立集会所条例の一部を改正する条例制定の件
摂津市立集会所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

摂津市長 森 山 一 正

提案理由

第6集会所及び第30集会所を廃止するため、本条例を制定するものである。

摂津市立集会所条例の一部を改正する条例

摂津市立集会所条例（昭和39年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条の表摂津市立第6集会所の項及び摂津市立第30集会所（一津屋西老人常設集会所）の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、第2条の表摂津市立第6集会所の項を削る改正規定は、同年4月1日から施行する。